（国民年金法施行令の一部改正）

**第一条**　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十三年三月」を「平成二十四年三月」に、「平成二十五年四月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 平成十六年度 | ○・一〇九 |
| 平成十七年度 | ○・〇八九 |
| 平成十八年度 | ○・〇七一 |
| 平成十九年度 | ○・〇五五 |
| 平成二十年度 | ○・〇四一 |
| 平成二十一年度 | ○・〇二八 |
| 平成二十二年度 | ○・〇一六 |
| 平成二十三年度 | ○・〇〇七 |

第十四条の九第一項の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 平成十七年度 | ○・〇八九 |
| 平成十八年度 | ○・〇七一 |
| 平成十九年度 | ○・〇五五 |
| 平成二十年度 | ○・〇四一 |
| 平成二十一年度 | ○・〇二八 |
| 平成二十二年度 | ○・〇一六 |
| 平成二十三年度 | ○・〇〇七 |

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

**第二条**　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・〇八〇」を「四・〇九二」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

**第三条**　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第二条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万五千八百円」を「八万三千九百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万千二百円」を「十一万五百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「二七、〇〇〇円」を「二七、一〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五四、二〇〇円」に、「八一、〇〇〇円」を「八一、三〇〇円」に、「一〇八、〇〇〇円」を「一〇八、四〇〇円」に、「一三五、〇〇〇円」を「一三五、五〇〇円」に、「一六二、一〇〇円」を「一六二、七〇〇円」に、「一八九、一〇〇円」を「一八九、九〇〇円」に、「二一六、一〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「二四三、一〇〇円」を「二四四、一〇〇円」に、「二七〇、一〇〇円」を「二七一、二〇〇円」に、「二九七、〇〇〇円」を「二九八、二〇〇円」に、「三二四、一〇〇円」を「三二五、四〇〇円」に、「三五一、一〇〇円」を「三五二、五〇〇円」に、「三七八、一〇〇円」を「三七九、六〇〇円」に、「四〇五、一〇〇円」を「四〇六、七〇〇円」に、「四三三、一〇〇円」を「四三三、八〇〇円」に、「四五九、一〇〇円」を「四六〇、九〇〇円」に、「四八六、一〇〇円」を「四八八、〇〇〇円」に、「五一三、二〇〇円」を「五一五、三〇〇円」に、「五四〇、二〇〇円」を「五四二、四〇〇円」に、「五六七、二〇〇円」を「五六九、五〇〇円」に、「五九四、二〇〇円」を「五九六、六〇〇円」に、「六二一、二〇〇円」を「六二三、七〇〇円」に、「六四八、一〇〇円」を「六五〇、七〇〇円」に、「六七五、一〇〇円」を「六七七、八〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

**第四条**　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表**（第四条、第九条関係）

| | |
|---|---|
| 昭和三十六年度 | 八・六七九 |
| 昭和三十七年度 | 八・一七四 |
| 昭和三十八年度 | 七・六九六 |
| 昭和三十九年度 | 七・二四三 |
| 昭和四十年度 | 六・八一三 |
| 昭和四十一年度 | 六・四〇六 |
| 昭和四十二年度 | 六・〇二〇 |
| 昭和四十三年度 | 五・六五四 |
| 昭和四十四年度 | 五・三〇七 |
| 昭和四十五年度 | 四・九七八 |
| 昭和四十六年度 | 四・六六六 |
| 昭和四十七年度 | 四・三七一 |
| 昭和四十八年度 | 四・〇九一 |